

謹啓

貴方の御手紙に由候事  
致事のお口表は申  
口傳の由に堪へず

命、口首迄の口傳の由  
ばせぬと申す  
禁むこと候はず

治事閣下の上は 天依  
の事候へば  
おぼしめ申す  
候へば候はず

治事閣下候事  
おぼしめ申す  
候へば候はず  
申す候はず  
申す候はず





その處と接するところ  
ちが下崗下口を以てとし  
破り——以上はあなこ舟  
三上の上層と燃や——たの  
ぬくあり——この火の  
既海大戦の向ちして我が  
邦の方面係をたつたぬれ  
ばこの海決まぬ——たの  
この海軍も——

と此の問題についてこの點し  
この二列の間にこの海軍の

(第一) 東洋にありぬる  
未知のものがたず (第二)

陸軍を送るに困難あり  
の情あり (第三) 以上が

あ——この大軍も  
一帯にありぬる困難あり

(第四) 元寇の不可ぬる

(第五) ともかくはあらず大艦

と持たぬる（いふたのなぬ



(45) ともかくせむぢぢぢぢ

と持せたる(いふたのなるぢ

陸軍の教養も編制も

違せつゝ女に必指の娘

何と疑はる(46) 其の

中 殊に大なるは

海の徳目命の指揮の

下に流るる(47) 其の事

に一と(48) 其の事

大に嫌は(49) 其の事

小指(50) 其の事

よの事(51) 其の事

其は尤も(52) 其の事

其は尤も(53) 其の事

日本陸軍(54) 其の事

其は尤も(55) 其の事

其は尤も(56) 其の事

形勢の变化(57) 其の事

くは陸軍(58) 其の事

其は尤も(59) 其の事



兵船の轟くもや  
くは陸軍将校の序  
要に此とば事

ちづら〜とびくびつゝの  
まに時城の可あを  
けら〜ら〜次来る

此に土耳其符澳に希  
加〜以来が〜ダネルスの  
砲臺と奪取を〜こと

除合軍如者に困窮  
感下る援校あれば

〜に方州の條件を  
呈出〜（た〜は一艘

の戦闘艦投降すれば  
何れ一艘の遊洋艦

沈没すれば何れといふが  
如き條件）且十ふの

軍費を要す〜更  
土耳其を備ふつての戦

争〜と〜し〜



土庫其の面よりこの戦  
争と云ふしむるは  
受けしくたよといふ陸軍の  
下に操る軍の事ゆゑ  
え師より戦の

大之師——陛下に懸  
奉り——むらりに——而  
然の海軍は陛下が  
不砲是と改修——又古  
きの陸軍と送つて土  
庫其の戦を擔任せし  
めたりは外は聯合軍の  
是等と云ふあり——又

土庫其も日本軍に對  
し——は將領と罷れし

軍將領たるや——と云ふこと  
実あるべくしむるに由り

日本陸海軍の武勇を

甘んじに難かきことを得

海軍陸軍のみにはるが

息ある重なる位地を



海軍の進歩の早に於ける  
是の如きものありし位地を  
占むることと海軍の進歩を

損害賠償の増大して海  
軍の進歩の速く軍に  
えことありたり海軍の  
希望を満ちせしむること  
のみありたり海軍の進歩  
問題の如きもの如きこと  
解決をいふことと海軍の  
而して内は答ふ一紙の  
実を著せしめて海軍の  
下の内閣の大成功とする  
永遠のものとありし位地  
に於て

又此の法一才には確  
然たるものありし位地を  
共に古提提ありし  
昔の如き問題を根本的に  
解決するものありし位



對支問題も根本的に  
解決するの途あり機  
實に逸すべからず

此等の根本的大問題と  
いふ處の中に關し  
海軍擴張を断り  
すの口法ありとある

是れ實に海軍閣下世  
界的大陸東の政治を

変りしせらるゝ所には  
必や固くたる廢減税の  
めき人ありの決海軍に  
口耳を吐けたることを  
乞ふのみ

あがれ 衆の心を  
期す故に

大正四年  
二月廿日  
押川善義



大正四年  
八月七日  
押川才義

伯爵大隈重信閣下

芝公園十号八三

緘

八月七日

押川才義

牛込区早稻田

伯爵大隈重信閣下

至急 必親展



書留

書留

速達

票號番  
六八

速達